

四日市市立小中学校施設整備事業

基本協定書(案)・特定事業仮契約書(案)
質問回答集

平成15年9月3日

四日市市

基本協定書（案）に関する質問

（平成 15 年 8 月 25 日締め切り）

整理	質問箇所	項目	質問内容	回答
1.	第 1 条	目的	四日市市議会を得るまでは、「特定事業仮契約」というとありますが、事業契約と特定事業仮契約が同一の契約ですか。後の条項もあわせて方がよいのではないのでしょうか。	基本協定書（案）のとおりとします。
2.	第 1 条 第 4 条	目的 株式の譲渡	第 1 条には、事業契約を締結することに向けた甲及び乙の義務を定めるものとの記載があります。第 4 条では事業契約が終了するまで乙が事業予定者の株式保有を義務付けている条項があります。本基本協定の有効期限は事業終了までの解釈でよろしいのでしょうか。	ご質問のとおりです。
3.	第 3 条第 1 項	基本協定書締結日	基本協定書締結日は、第 1 次募集要項より平成 16 年 2 月となっており、日が特定されておられません。優秀権交渉者の決定が同年 1 月下旬となっておりますので。協定書調印に必要な事業者である構成員各社の調印には、各社毎の社内調整期間が必要なため、優秀権交渉者の決定後基本協定書提出までの期間を 1 ヶ月程度確保するようお願い致します。	基本協定書（案）のとおりとします。
4.	第 4 条	株式の譲渡	『[乙のうち事業者予定者に出資した者]』の「事業者予定者」は「事業予定者」と読み替えて宜しいのでしょうか。	事業者予定者と訂正します。
5.	第 5 条第 1 項	業務の委託、請負	「乙は、（中略）にそれぞれ委託し又は請負わせるものとする。」とありますが、委託および発注主体は乙ではなく事業予定者になるため、「事業予定者は」となるのが正しいのではないのでしょうか。	基本協定書（案）のとおりとします。
6.	第 5 条第 2 項	業務の委託、請負	「写しなど各業務を委託し又は請け負わせた事実を証する書面を、甲に提出・・・」とありますが、例えば、事業予定者と業務委託先あるいは請負企業の連名による証書を作成の上、甲に提出するということと考えるとよろしいのでしょうか。	ご質問による方法も、各業務を委託し請け負わせた事実を証する書面に該当します。
7.	第 5 条第 2 項	業務の委託、請負	「乙は、事業契約が・・・」とありますが、第 6 条第 1 項では、「特定事業仮契約を締結させる・・・」とあります。甲と乙が、基本協定後に締結するのは、事業契約ですか、特定事業仮契約ですか。教えて下さい。	特定仮事業契約です。特定仮事業契約は、市の議決があったときは本契約となります。

整理	質問箇所	項目	質問内容	回答
8.	第5条第3項		『事業予定者から本件施設の整備及び維持管理に係る各業務を受託し又は請け負った者は、(中略)ならない』とあるが、協定書当事者ではないものの権利・義務を定めることは不可能と思われるため『乙又は事業予定者は、第1項により(中略)請け負った者に対し、受託させ、又は請け負わせた業務を誠実に実施させなければならない』としたほうが宜しいのではないのでしょうか。	協力企業が事業予定者から設計、建設又は維持管理業務の委託を受け又は請け負う場合には適宜文言を調整します。
9.	第6条第1項	特定事業仮契約の締結	「甲及び乙は、本基本協定締結後・・・、甲と事業予定者との間において・・・」とありますが、ここでいう乙と事業予定者は同一ではないのでしょうか。あえて別の言い方で記述した理由を教えてください。	乙は応募企業もしくは応募グループの構成員で、事業予定者はSPCです。
10.	第6条第3項	特定事業仮契約の締結	「・・・、事業予定者の株式を保管する乙の構成員以外の者から、別紙2の様式による・・・。」とありますが、構成員だけの出資の場合、この記述はあてはまらないのではないのでしょうか。但し書き等の記述にした方がよいのではないのでしょうか。	構成員だけで100%の出資となる場合、別紙2の提出は必要ありません。その場合は、不要な文言を削除します。

特定事業仮契約書（案）に関する質問

（平成 15 年 8 月 25 日締め切り）

整理	質問箇所	項目	質問内容	回答
1.	前文	約款の効力	事業契約は本書及び約款 1 ないし 4 をもって締結されますが、1 の約款において事業契約の解除事由が発生した場合には残りの約款にも影響されるのでしょうか。（南中学校の約款で解除事由が発生したら他の小中学校の契約も全て解除されるのか等。）	約款第 2 条第 3 項を参照してください。
2.	第 1 条	用語の定義	5. 改築対象施設、19. 整備対象施設、27. 本約款対象施設の別を分かりやすく説明してください。（本件で新築される校舎は改築対象施設であり、整備対象施設ではないのでしょうか。）	「改築対象施設」は改築対象施設、「整備対象施設」は改築対象施設と改修対象施設、「本約款対象施設」は整備対象施設と整備対象外の既存の施設となります。
3.	第 1 条 8	供用開始予定日	コメントの中に、「募集要項においては完成確認期限のみを定めておりますが、」とありますが、募集要項 P17 の表 1 に記されている完成確認期限は市の要求水準であり、供用開始日が事業者の提案によるという意味でしょうか。またその場合、供用開始時期が完成確認期限よりも前であってもいいのでしょうか。（例えば訓練期間を完成確認時期前に持つてくるための措置等。）	供用開始予定日は、完成確認期限の範囲で事業者提案です。 第 34 条の完成確認を受けた後、供用開始となります。
4.	第 1 条 12	公募書類	記載されているものの他に、実施方針、本基本協定書(案)、本特定事業仮契約書(案)、各約款に関する質問回答などすでに公表等されているものも公募書類に含まれると理解して宜しいのでしょうか。	約款に記載されているものの他に、本基本協定書(案)、本特定事業仮契約書(案)、各約款に関する質問回答です。
5.	第 1 条 15	事業計画	事業計画には事業者が応募した本件事業の金額も含まれるとの理解で宜しいのでしょうか。	ご質問のとおりです。
6.	第 1 条 19,27	定義	「整備対象施設」と「本約款対象施設」の違いは何でしょうか。ご教示下さい。	本約款対象施設には整備対象施設となっていない既存施設を含みます。
7.	第 1 条 22	不可抗力	記載されている自然災害や人為的現象以外に、公表されている図書、事業者が行う調査などから予期できぬ地中埋設物などの発見などで、市及び事業者のいずれの責めにも帰さないものと判断できる事象も含まれると考えても宜しいのでしょうか。	地中埋設物の発見は不可抗力に含みません。
8.	第 7 条第 1 項	事業者の資金調達	「一切の費用は、全て事業者が負担する」とありますが、事業者は業務履行により市よりサービス対価を受領するのであり、表現が適切でないと思われま。	原案どおりとします。

整理	質問箇所	項目	質問内容	回答
9.	第10条第3項	本件工事にかかる企画・設計	「事業者は事前に、本件工事にかかる企画・設計の責任者を選定した上」とありますが、「事前に」とは特定事業仮契約書の締結前ということですか。それとも企画・設計業務を開始する前ですか。	企画・設計業務を開始する前です。
10.	第12条第2項	基本設計の完了	文中の「判断をした箇所及び理由」について、事業者と一定期間協議を行う事を明示していただきたいと考えますが、如何でしょうか。	原案どおりとします。なお、特に契約書に規定がないからと言って、当事者が協議を行うことを否定する趣旨ではありません。
11.	第12条第3項	基本設計の完了	文中の「相当の期間内において」について、概ねの日数をお示しください。	設計開始時の協議で定めます。
12.	第12条第3項	基本設計の完了	「相当の期間内」とありますが、どの程度と解釈すればよろしいですか。 また、「市は、かかる確認を理由として本約款対称事業の実施の全部又は一部について何ら責任を負担するものでない。」とありますが、「相当の期間内」に起因し、設計や工事の遅延、費用等が生じる場合は市が負担するものとなるのではないのでしょうか。	「相当の期間」については回答11を参照してください。後段については、事業者側で「相当の期間」を考慮したスケジュールを組むべきであり、市が設計図書の確認に「相当期間」を費やしたことで工事の遅延等が生じることはありません。原案どおりとします。
13.	第12条第3項	基本設計の完了	「相当の期間」とありますが、どの程度の期間を想定されているのかにつきご教示ください。	回答11を参照してください。
14.	第12条第3項 第13条第3項	基本設計の完了 実施設計の完了	第12条第3項及び第13条第3項において「・・・市は、基本(実施)設計図書の提出後相当の期間内において、事業者に対し基本(実施)設計図書の内容を確認した旨を通知する。」とあるが、「相当の期間内」とはどの位の期間を想定しておられるのが明示して頂けないでしょうか。	回答11を参照してください。
15.	第13条第3項	実施設計の完了	提出された実施設計図面が基本設計図書若しくは応募者提案の定めるところに従っていないと市が判断する場合、市は修正を求めることができ、事業者はこれに従うものとするされていますが、市の判断がなされた後に市と事業者との協議の場を設けることはできないのでしょうか。	原案どおりとします。なお、特に契約書に規定がないからと言って、当事者が協議を行うことを否定する趣旨ではありません。
16.	第13条第3項	実施設計の完了	「相当の期間内」とありますが、どの程度と解釈すればよろしいですか。 また、「市は、かかる確認を理由として本約款対称事業の実施の全部又は一部について何ら責任を負担するものでない。」とありますが、「相当の期間内」に起因し、設計や工事の遅延、費用等が生じる場合は市が負担するものとなるのではないのでしょうか。	回答12を参照してください。

整理	質問箇所	項目	質問内容	回答
17.	第13条第4項	実施設計の完了	「内訳書は、本約款に特に定める場合を除き、市及び事業者を拘束しない。」とありますが、設計図の内容が実現されればよいと理解してよろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。
18.	第14条第1項	設計の変更	「応募者提案の範囲を逸脱するとき」とありますが、これには事業者に追加的に発生するあらゆる費用負担の増大も含まれるとの理解で宜しいのでしょうか。	設計の内容が「応募者提案の範囲を逸脱するとき」という趣旨であり、事業者に追加的に発生する費用負担の増大は含みません。
19.	第14条第1項 第3項	設計の変更	市が請求した設計変更について、結果的に変更が実施されなかった場合、検討に要した民間事業者の費用に対する負担方法についてご教示下さい。	事業者の負担となります。
20.	第14条第3項	設計の変更	設計変更により事業者において、本約款対象事業に要する費用の減少が生じたときは、市は、事業者と協議した上、サービス購入料の支払額を減額することができる。 とありますが、増額の場合と同じように金額変更方法を定めるか、または「市および事業者は、協議を経た上で、サービス購入料の支払額を減額することができる」と、両方で定める方向でご検討願います。	原案とおりとします。
21.	第14条第3項	設計の変更	当該条文のほか他の条文にも、「前二項」と漢数字で表現されていますが、これは、直前のふたつの項を示すものとの理解で宜しいでしょうか。	ご質問のとおりです。
22.	第14条第3項 (1)	設計の変更	サービス購入料を増額することにより」とありますが、この場合市は議会において債務負担行為額の変更決議を取った上で増額するとの理解で宜しいでしょうか。宜しければ、そのように加筆して頂けないでしょうか。	債務負担行為設定限度額内での変更は可能と考えております。
23.	第14条第4項	設計の変更	「15日以内にその協議が調わないときは、市がこれら変更の当否を定めた上、事業者に通知するものとし、事業者はこれに従うものとする。」とありますが、その場合の費用は市の負担であると考えて宜しいでしょうか。	約款第14条第4項の「ただし」以下を削除します。
24.	第14条第5項	設計の変更	条文末尾に「…についても合意することができる。」とありますが、「…についても前項同様合意することができ、合意したときは、事業者は、その合意されたところに従って設計変更を行うものとし、その負担については、第3項の第1号に従うものとする。」と加筆・修正願えないでしょうか。	原案とおりとします。なお、協議が調ったときは、協議の結果に従って、増加費用の負担が定まることとなります。
25.	第14条第5項	設計の変更	第4項同様、協議の開始から15日以内にその協議が調わないときは、市が当否を定め、事業者が従うことになるのでしょうか。	回答23を参照してください。

整理	質問箇所	項目	質問内容	回答
26.	第14条第5項	設計の変更	「前項の協議においては、・・・事業者において生ずる本約款対象事業に要する費用の減少に伴うサービス購入料の減額についても合意することができる。」とありますが、市にて協議が調わずに決定して生じた事業者の損害を含めて合意するのは対等契約ではないのでしょうか。市が協議せず決定したことによる事業者の損害、損失又は費用については、市の負担とすべきと考えますが如何でしょうか。	回答23を参照してください。
27.	第14条の2 第1項	設計の変更	「市が事業者に対して本件事業の公募手続き・・・主要構造部(壁、柱、床、梁)に瑕疵があることが明らかとなった場合、」とありますが、瑕疵であるかの定義及び判断基準を教えてください。	「瑕疵」は、物が通常備えるべき性質、性状を備えていない場合を言うものとします。本件で、改修対象施設が完成後の経過年数も考慮されます。判断基準は、契約書案にあるとおり客観的に行います。
28.	第14条の2 第2項 (約款2,3,4)	改修対象施設の瑕疵の追加費用負担者について	改修対象施設に瑕疵があった場合の変更に伴う費用は事業者が負担し、合理的なものは、貴市が負担すると記載されています。しかしながら、改修対象施設の主要構造部に瑕疵がある場合の原因者は元施工業者です。その対策費用を事業者が負担し、元施工業者の責任を追求しないというのは商慣習上、商道德上から相応しくないと思料します。記載内容の再考をお願い申し上げます。	原案どおりとします。事業者負担とされる場合は、予め事業者が知りうる瑕疵に関する増加費用であり、そのような瑕疵については予め事業者で入札価格に見積もって下さい。
29.	第14条の2 第2項 (約款2,3,4)	改修対象施設の瑕疵等	「客観的かつ合理的に推測できないときは、」とありますが、この場合の判断主体および判断方法が不明確であります。一義的に協議会において協議され、それでも判断できない場合は調停或いは裁判等の手段を講じるとの理解で宜しいでしょうか。	ご質問のとおりです。市と事業者の協議で解決できない場合は、最終的に司法の判断を仰ぐことになります。
30.	第14条の2 第2項 (約款2,3,4)	改修対象施設の瑕疵等	「かかる変更により市または事業者が生ずる一切の損害、損失、費用は事業者がこれを負担するものとする」とありますが、改修対象施設による瑕疵が原因で生じた設計変更、工期又は供用開始予定日の変更について事業者のみが負担するのでしょうか。	「参考図書及び本約款対象施設の現場確認の機会から客観的かつ合理的に推測できないときは、合理的な範囲において市がこれを負担する」としてあります。
31.	第1節	総則	工事施工に伴うリスクで、一般的には地中障害物撤去や埋蔵文化財の発見に対するリスクがあります。これに対しては、工期の変更や費用増加についての負担を原則的には、市側で負担するよう定められているのが通例のようですが、具体的に明示していただけないでしょうか。	第二次募集要項公表時に具体的に明示します。

整理	質問箇所	項目	質問内容	回答
32.	第16条第3項	第三者による実施	<ul style="list-style-type: none"> ・第16条第3項における第三者とは、建設業における一次下請、二次下請の業者という理解でよろしいですか。 ・その場合最末端まで提出するという理解でよろしいですか。 ・また「その他市が求める事項」とはどのような事項を想定されておられるのでしょうか。 	建設業における一次下請、二次下請の業者を届け出てください。その他市が求める事項とは、代表者及び実績を確認する資料等です。
33.	第17条第2項	事業者の責任	市は、相当な範囲において協力するとありますが具体的にお聞かせください。	事業契約後、事業者と協議により定めま
34.	第17条第2項	事業者の責任	「市は、相当の範囲においてこれに協力する」とありますが、具体的にはどの範囲のご協力が頂けるのでしょうか。	回答33を参照してください。
35.	第19条第3項	工事監理者	3文中の月報及び監理報告書について、定められた書式がありましたらお示しください。	民間(旧四会)連合協定・建築監理業務委託書」に従い、事業者が判断してください。
36.	第20条第3項	本約款対象土地等の管理	善良なる管理者とありますが、事業者と解釈して宜しいでしょうか。	民法でいう「善良なる管理者」です。
37.	第20条第3項	本約款対象土地等の管理	本約款対象土地等に対する善管注意義務は、工事期間中、整備対象施設用地及び仮設建物設置用地以外の全て土地についても及びますか。	工事に関連し使用する範囲とします。
38.	第20条の2第1項	事業者が仮設建物へ搬入する備品等について	事業者は、改築対象施設から備品等を仮設建物へ搬入する」と記載されていますが、備品等の範囲には児童・生徒・職員の私物は含まないとの理解でよろしいでしょうか。また、2号に記載の「完工検査に先立って」搬入する備品等には私物は含まない、すなわち工事関係者等の事業者側の関係者を始めとした人員以外には完工検査前の仮設建物には立ち入らないとの理解でよろしいでしょうか。検査前の建物にみだりに部外者を立ち入らせることは、引渡し前建物への破損・汚損の恐れから好ましくないものと思料します。	備品等の搬入については、ご質問のとおりです。 完工検査に先立って、市は事前使用を行うことがあります。その際、施設に損害を及ぼしたときは、市がその費用を負担します
39.	第20条の2第1項	仮設建物への維持管理内容について	仮設建物への日常清掃は、本設校舎と同様に児童・生徒・職員が行うものとの理解で差支えないでしょうか。	要求水準書(案)資料編 資料16を参照してください。
40.	第20条の2第1~2項	備品等の搬入	「備品等」とありますが、詳細についてご教示下さい。	児童・生徒等の私物及び軽量なものを除き、授業に必要な重量のあるものなどです。
41.	第20条の2第1項	備品等の搬入	対象施設からの備品等は、事業者が搬入するようになっていますが、その内容が不明です。学校毎にリストをご提示ください。	回答40を参照してください。

整理	質問箇所	項目	質問内容	回答
42.	第20条の2 第1～2項	備品等の搬入	1項に、「事業者は、市が仮設建物を学校施設として使用できるよう、改築対象施設からその備品等を仮設建物へ搬入する。」 2項に「仮設建物に移転した備品等を改築対象施設に搬入するものとする。」と記述されていますが、備品等とは何を指すのか、各校毎に明示して下さい。	回答40を参照してください。
43.	第20条の2 第4項	仮設建物の使用	第3項がありませんが、第4項が第3項となるのですか。	ご質問のとおりです。訂正します。
44.	第21条第2項	事前調査	参考図書は、地質調査結果報告書以外にも既存施設関係図書等一覧は含まれないのでしょうか。	ご質問のとおりです。
45.	第21条第3項	事前調査	地質調査結果報告書の記載内容の誤りに起因して、工程に遅れが生じた場合、工期は延長されますか。	必要があれば、工期を延長します。
46.	第21条第3項	事前調査	地質調査結果報告書の記載内容の誤りに起因して、工程に遅れが生じた場合、工期は延長されますか。なお、遺跡調査の延期により工事開始が遅れた場合についても工期は延長されますか。	回答45を参照してください。工期の延長については、第36条第2項に基づき事業者が工期の変更を請求することが可能です。
47.	第21条第3項	事前調査	「サービス購入料を増額することにより」とありますが、この場合市は議会において債務負担行為額の変更決議を取った上で増額するとの理解で宜しいでしょうか。宜しければ、そのように加筆して頂けないでしょうか。	回答22を参照してください。
48.	第22条	本件工事に伴う近隣対策	事業者が、善管注意義務を果たしかつ事業者サイドに不合理な点が無い前提のもと、通常の見可能な範囲外の理由による反対運動が原因で、事業者に損害等が発生するリスクは不可抗力にあてはまるのでしょうか。	反対運動の内容によると思われます。
49.	第22条	本件工事に伴う近隣対策	事業者が、現存する法や条例等に遵守しつつ誠意を持ちかつ善管注意義務を怠ることなく対応したにも拘らず、通常の見可能な範囲外の理由による反対運動が原因で、事業計画が変更される場合のリスクは、第1条(定義)第22項の不可抗力にあてはまるとの理解で宜しいでしょうか。	回答48を参照してください。
50.	第22条第1項	本件工事に伴う近隣対策	「市は、本件事業契約締結日から本件工事着工までの間に、・・・近隣住民の了解を得よう努めるものとする。」とありますが、着工後も事業計画の説明をする必要が生じた場合は、市が責任もって対応していただくということによいでしょうか。	ご質問のとおりですが、設計内容等に関することは事業者の対応となります。

整理	質問箇所	項目	質問内容	回答
51.	第22条第1項	本件工事に伴う近隣対策	「市は、本件事業契約締結日から本件工事着工までの間に、・・・近隣住民の了解を得よう努めるものとする。」とありますが、住民の了解を得られなかった際はどのように考えているのでしょうか。	住民の了解を得られない場合は、引き続き住民の了解を得よう努力します。
52.	第22条第2項	本件工事に伴う近隣対策	「合理的に要求される範囲において～」は、具体的にどのような事を想定していますか。	社会通念上合理的に要求される近隣対策という意味です。当該工事が実施される地域における慣習等に基づき個別具体的に判断されます。
53.	第22条第2項	本件工事に伴う近隣対策	「近隣住民に対して周知させる」「近隣住民の了解を得る」との記載がありますが、具体的には「了解書」への押印などどの程度の「周知」或いは「了解」と考えればよろしいのでしょうか。	回答52を参照してください。
54.	第22条第2項	本件工事に伴う近隣対策	「合理的に要求される範囲」とは、建設業者が通常の建設工事において実施するレベルという解釈でよろしいのでしょうか。	回答52を参照して下さい。
55.	第22条第4項	本件工事に伴う近隣対策	「近隣対策により事業者が生じた損害、損失又は費用については事業者がこれを負担するものとする」とされています。近隣対策に含まれる「本件工事の内容を近隣住民に対して周知させること」すなわち工事内容を近隣に説明する責任は発注者にあると考えます。この説明により事業者が生じた損害等については市が負うものと考えますがいかがでしょうか。	本件工事の内容の周知は事業者が行い、市が設定した条件又は市が実施した近隣説明に直接起因して事業者において生じた損害、損失又は費用については、市がこれを負担します。
56.	第22条第4項	本件工事に伴う近隣対策	「その負担の方法については、市と事業者との間において協議により決定するものとする。」とありますが、この「負担の方法」とは、支払時期及び支払方法と考えて宜しいのでしょうか。	ご質問のとおりです。
57.	第22条第5項	本件工事に伴う近隣対策	事業者が更なる近隣対策を、誠意を持って実施したにもかかわらず、近隣住民の了解が得られなかった場合、事業計画を変更することによる損害と費用は市に負担していただけるとの解釈でよろしいのでしょうか。	第5項に従い事業計画を変更する場合に増加費用が生ずる場合、事業者が当該費用を負担します。
58.	第22条第6項	本件工事に伴う近隣対策	「協力することができる」とありますが、「可能な範囲で協力するものとする」に変更していただけないでしょうか。	原案どおりとします。
59.	第24条	契約保証金	保険の付保期間等について明示していただけないでしょうか。	保険の付保期間は約款で対象とする整備対象施設の建設期間中とします。
60.	第24条第2項	契約保証金	「仮設業務」に含まれる業務内容を明示して頂けないでしょうか。	要求水準書(案)資料編 資料11,16を参照してください。
61.	第24条第3項 第4項	契約保証金	第24条第1項第3号の「甲」および同条第4項の「甲」とは、市のことですか。	ご質問のとおりです。原案を変更します。

整理	質問箇所	項目	質問内容	回答
62.	第 25 条	備品の搬入	備品の搬入は、事前に事業者と協議の上、日程の決定がなされるとの理解で宜しいでしょうか。	具体的な搬入の時期、方法等については事業者と協議の上定めます。
63.	第 25 条	事業者が協力する備品搬入作業内容について	事業者が協力すべき貴市が別途発注する備品の搬入作業の内容について、具体的な作業内容を例示して頂けないでしょうか。事業者側の費用負担との記載がある以上、明示して頂きたいをお願いします。 また、貴市が別途発注する備品の搬入は、事業者から貴市への引渡し前に行われるのでしょうか。もし、そうなのであれば、引渡し前の施設に備品搬入により破損・汚損が生じた場合の措置を、第 39 条との関わりも含め、ご教示ください。	市の作業内容について、現時点で明示はできません。具体的な搬入の時期、方法等については事業者と協議の上定めます。 また、施設に損害を及ぼしたときは、市がその費用を負担します。
64.	第 25 条	備品の搬入	事業者が市へ協力する備品の搬入作業について、学校ごとに搬入部品のリストをお示しください。	納入部品リストを現時点で明示はできません。
65.	第 25 条	備品の搬入	搬入作業そのものが事業者の業務に含まれる場合、市別途発注備品の数量と仕様、リストが必要になりますが、事業者の協力作業の範囲は、スケジュールの調整であるとの理解で宜しいでしょうか。	ご質問のとおりです。
66.	第 26 条	工事施工に関する報告	「市は、随時、工事現場での施工状況の確認を行うことができる。」とありますが、工事現場内への立ち入りは安全上の問題があるため、事業者もしくは建設者への事前通知が必要である旨の追加をお願いいたします。	原案どおりとします。
67.	第 26 条	工事施工に関する報告	市による工事現場での施工状況の確認は、事前に市より事業者へ通知の上行なわれるとの理解で宜しいでしょうか。そうであれば、「……。また、市は、随時、工事現場での施工状況の確認を行うことができる。」の部分を、「……。また、市による工事現場での施工状況の確認については、次 27 条の第 1 項に準ずるものとする。」として頂けないでしょうか。工事現場での安全管理上、是非ともそうして頂きたい思います。	回答 66 を参照してください。
68.	第 27 条第 4 項	中間確認及び建設現場立会い等	「主要なもの」とありますが、具体的な検査名、試験名を明示して頂けないでしょうか。	主要なものは、事業者から提出される品質管理に関する計画、施工計画や試験計画等に基づき、市と事業者が協議の上決定します。
69.	第 28 条第 1 項	事業者による完工検査	「竣工検査」の定義はどのようなものでしょうか。	約款、公募書類、応募者提案若しくは設計図書に規定する内容となっているかの検査です。

整理	質問箇所	項目	質問内容	回答
70.	第 32 条第 1 項	維持管理体制の整備	「事業者は、・・・維持管理業務を遂行するために必要な訓練、研修等を行うものとする」とありますが、必要な訓練、研修等とは何を想定しているのでしょうか。	維持管理業務遂行の訓練・研修の内容は事業者が自主的に決めてください。
71.	第 33 条第 1 項	維持管理体制の確認	確認するのに要する期間は、通知受領後何日間を想定されているのかにつきご教示ください。また、その旨明示していただけないでしょうか。	事業契約締結後、事業者と協議して定めます。
72.	第 34 条第 1 項	完成確認	「市は本項の履行完了の確認を口頭で行うことができ」とされていますが、竣工後に付保する保険手続きのため、口頭で承認した旨を記載したメモに市の担当者の捺印をいただくことはできるでしょうか。	54 条第 2 項に定める保険の保険証書は完成確認前に提出してください。
73.	第 34 条第 1 項	完成確認	「市は本項の履行完了の確認を口頭で行うことができ、その場合には、確認後速やかに完成確認書を作成した上、事業者に対して交付するものとする。」とありますが、確認後速やかには、具体的に何日後まで（市庁舎営業日）かを明示して頂けないでしょうか。事業者における融資契約上非常に重要な事項となります。	事業契約締結後、事業者と協議して定めます。
74.	第 34 条第 3 項 第 44 条第 1 項	完成確認及び 本約款対象施設の 維持管理	第 34 条第 3 項と第 44 条第 1 項が異なります。維持管理業務を開始できるのは、完成確認後、完成確認書受領後、あるいは引渡し後のいずれになるのでしょうか。	改修対象施設及び整備対象施設を除くその余の本約款対象施設については、改修対象施設の工事の完成確認後に維持管理業務を開始します。 改築対象施設については、完成確認後に、事業者は所有権移転を行い、それと同時に、維持管理業務を開始します。
75.	第 35 条第 1 項 第 36 条第 4 項	工事の一時停止 工期の変更	第 35 条第 1 項及び第 36 条第 4 項において供用開始予定日が変更されても、本件事業契約の終了日は変更しないと言う事は、維持管理期間が短縮され、維持管理サービス購入料の減額に繋がると言う理解でよろしいですか。	契約期間中に支払われる維持管理サービス購入料全体が減額になるという趣旨においては、ご質問のとおりです。その際、42 条第 1 項も参照ください。
76.	第 35 条第 1 項	工事の一時停止	「市は必要に応じて共用開始予定日を変更することができる。」とありますが、サービス購入料のうち、施設整備にかかる費用は P F I 事業契約当初のスケジュールとおり支払われるのでしょうか。そうでない場合には、事業者が金融機関から資金調達をした場合に、金融機関と締結する融資契約内容の変更に伴う費用を市が負担していただけるのでしょうか。	サービス購入料のうち、施設整備にかかる対価は完成確認を条件に支払います。工事の停止により事業者が生じる損害、損失又は費用の負担については、約款 35 条第 2 項に従います。

整理	質問箇所	項目	質問内容	回答
77.	第 35 条第 1 項 (1)	工事の一時停止	(1)に「サービス購入料を増額することにより…」とありますが、「工事完了後速やかに一括で支払う」旨変更していただけないでしょうか。市帰責であること及び資金調達が確定していることから、新たな(予定外の)資金調達をするに際しては費用が高むことが予想されます。	支払方法については、市の予算措置に基づき市と事業者が協議の上決定します。
78.	第 35 条第 2 項 第 36 条第 1 項	工事の一時停止 工期変更の場合の 費用負担	供用開始予定日が変更されると、市のサービス購入料の支払い時期もリンクしてズレ込むと考えますが、その場合事業者側の資金計画に齟齬をきたし、事業者側に新たな又は増加費用が発生する場合には、第 35 条第 2 項の「事業者に直接生ずる損害、損失または費用」に該当するのではなく、第 37 条第 1 項の「当該工期変更により市又は事業者において損害、損失又は費用が生ずるとき」に含まれるとの理解でよろしいですか。	ご質問のとおりです。なお、事業者は発生する損害を可能な限り最小にして下さい。
79.	第 35 条第 2 項 (1)	市の帰責事由によるサービス購入料の増額	当該工事の停止により事業者に生じた被害を、サービス購入料の増額により市が負担する内容ですが、支払いは当初の P F I 事業契約で定められたサービス購入料の支払いスケジュール(年 4 回)に関係なく、当該事象が生じた直後に支払われるという解釈でよろしいでしょうか。	回答 77 を参照してください。
80.	第 35 条第 2 項	工事の一時停止	「停止により事業者に直接生ずる損害、損失又は費用」とは、『事業者の資金調達にかかる融資契約上の追加費用負担を含むがこれに限らない』ものであるとの理解で宜しいでしょうか。	事業者に融資する金融機関等から事業者が請求されうる当該融資に係る条件変更、解約等に伴い発生する一切の費用についても、社会通念上相当な範囲であれば、市は負担いたします。その際、事業者は発生する損害を可能な限り最小にして下さい。 なお、損害賠償の範囲については、逸失利益は含みません。
81.	第 36 条第 3 項	工期の変更	市と事業者の間における協議期間が開始から 7 日間では短すぎると考えられます。内容により相当長期の検討を要しますので、協議の結果(期間限定せず)と変更すべきと考えますがいかがでしょうか。	原案どおりとします。
82.	第 36 条第 3 項	工期の変更	「ただし、市と事業者の間における協議の開始から 7 日以内に・・・、事業者はこれに従うものとする。」とありますが、7 日とはどのような根拠で設定しているのでしょうか。他条文にも協議が調わなかった際の期日が明記されていますが、異なる日付で設定されているのは理由があるのでしょうか。	回答 81 を参照してください。

整理	質問箇所	項目	質問内容	回答
83.	第 37 条第 1 項	工期変更の場合の費用負担	「変更により市又は事業者において損害、損失及び費用」および()内の「追加的な費用」とは、『事業者の資金調達にかかる融資契約上の追加費用負担を含むがこれに限らない』ものであるとの理解で宜しいでしょうか。	回答 80 を参照してください。
84.	第 37 条第 1 項 (1)	工期変更の場合の費用負担	「サービス購入料を増額することにより」とありますが、この場合市は議会において債務負担行為額の変更決議を取った上で増額するとの理解で宜しいでしょうか。宜しければ、そのように加筆して頂けないでしょうか。	回答 22 を参照してください。
85.	第 40 条	改築対象施設の引き渡し	募集要項 25 P で基準金利の決定基準日は「事業契約において合意された最終の引渡日の 2 銀行営業日前」と記載されております。特定事業仮契約書(案)では、引き渡しは完成確認がなされた後すぐとの記載になっておりますが、引渡日の特定が出来ません。ご示唆願います。	募集要項の最終の引渡日を第 2 供用開始予定日と訂正します。
86.	第 40 条	改築対象施設の引き渡し	引渡しは、何をもちて行なわれたと確認されるのか明示してください。	事業契約締結後、事業者と協議して定めます。
87.	第 40 条第 2 項 第 3 項	不動産取得税	改築対象施設の所有権は、事業者がこれを <u>原始的に取得する...</u> と記載されていることから、SPC の不動産取得税は非課税と理解してよろしいでしょうか。	課税にあたらないと理解しております。
88.	第 40 条第 3 項	原始的に取得	改修対象施設の所有権は、事業者がこれを原始的に取得とされていますが、この原始的取得について、具体的にご説明ください。	民法上独立の不動産と認識されるときから事業者の所有となっているという意味です。
89.	第 41 条	供用の開始	仮設校舎を伴う場合において、仮設校舎からの備品搬出および仮設校舎の撤去は、「引渡し」後「供用開始日」までの間に行えば良いとの理解でよろしいのでしょうか。	仮設校舎からの備品搬出は完工確認後供用開始予定日までに行ってください。仮設校舎の撤去時期は、第二次募集要項公表時に示す予定です。
90.	第 42 条	供用開始の遅延	第 42 条に該当する供用開始の遅延が起こった場合でも、第 35 条、36 条にあるように、事業契約の期間終了日は変更されないとの理解で宜しいでしょうか。	ご質問のとおりです。
91.	第 42 条第 1 項	供用開始の遅延	当該遅延に伴い変更に伴い事業者において生ずる損害及び費用」および()内の「合理的な追加的な費用」とは、『事業者の資金調達にかかる融資契約上の追加費用負担を含むがこれに限らない』ものであるとの理解で宜しいでしょうか。	事業者に融資する金融機関等から事業者が請求されうる当該融資に係る条件変更、解約等に伴い発生する一切の費用についても、社会通念上相当な範囲であれば、市は負担いたします。その際、事業者は発生する損害を可能な限り最小にして下さい。 なお、損害賠償の範囲については、逸失利益は含みません。

整理	質問箇所	項目	質問内容	回答
92.	第42条第2項	供用開始の遅延	事業者が負担する遅延損害金の計算に用いる年率が、5%となっていますが、設定の根拠は何ですか。 また、年率は、本件事業期間中は固定ですか、それとも、状況の変化により変動しますか。	国の債権の管理等に関する法律施行令第37条第1項に基づき設定しております。 年率は、本件事業期間中は固定です。
93.	第43条	瑕疵補修責任 (約款2,3.4)	改修部分において元施工部分に起因する不具合が発生した場合、事業者の瑕疵ではないという理解でよいでしょうか。改修部分の瑕疵の認定にはどのように行われるのでしょうか。またその場合は事業者責任でない旨、契約条項に明記して頂けますか。	元施工部分に起因する不具合が生じた場合のリスク分担は14条の2に記載のとおりです。
94.	第43条第1項	瑕疵補修責任 (約款2,3.4)	「市は、整備対象施設に瑕疵があるときは、・・・」とありますが、改修部分の瑕疵の定義と範囲について教えて下さい。	改修部分の「瑕疵」は、改修部分が要求水準書や設計図書等に定める形状、性質、性能等に従って改修されていないことを意味します。範囲は改修部分に限られます。
95.	第43条第5項	保証書	保証書に必要な保証人は、代表企業なのかその他の企業でよいのか具体的にご提示ください。	保証書の保証人は建設者とします。建設者が複数の場合又は建設共同企業体の場合は、連帯して保証することとします。
96.	第43条第5項	瑕疵補修責任	分担施工、JV等により「建設者」が複数存在する場合、保証書は複数になるという理解でよいでしょうか。	回答95を参照してください。なお、保証書は約款の対象事業毎に各1通を市に差し入れることとします。
97.	第44条第1項	本約款対象施設の維持管理	「・・・、かつ、引渡しを行った後直ちに、・・・維持管理業務を開始するものとする。」とありますが、事業者の維持管理業務範囲(要求水準書案資料16)に、仮設施設の建築物維持管理業務、建築設備維持管理業務、清掃業務、安全管理業務、備品等維持管理業務が含まれています。本項に引渡し前に維持管理業務が含まれる記述をするべきではないでしょうか。	仮設対象施設の維持管理業務は第20条の2に規定されており、約款の構成上、第5章の維持管理業務には含まれません。
98.	第44条第3項	本約款対象施設の維持管理	業務要求水準書の内容が変更になった場合で、それに伴ってサービス購入料の変更が必要となる場合は、市と事業者で協議するというところでよろしいですか。	ご質問のとおりです。

整理	質問箇所	項目	質問内容	回答
99.	第45条第1項	消耗品	<p>「維持管理業務に伴う消耗品」には、以下のものは該当しますか。それぞれについてお答え願います。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 生徒・教職員用トイレで使用するトイレットペーパー 2. 開放施設用トイレで使用するトイレットペーパー 3. 生徒・教職員がトイレ・手洗い場で使用する石鹸類 4. 開放施設用トイレ・手洗い場などで使用する石鹸類 5. 生徒・教職員が清掃で使用するゴミ袋 6. プールで使用する薬品類 	これらのものは市で購入します。
100.	第45条第1項	消耗品	事業者の負担となる「維持管理に伴う消耗品」とは、具体的にはどのようなものでしょうか。トイレットペーパーやゴミ袋、石鹸等も含むのでしょうか。	回答 99 を参照してください。維持管理業務上、直接必要となる消耗品のことで。
101.	第45条第2項	光熱水費の管理方法について	事業者の控室に係る光熱水費も含め、維持管理業務に伴う光熱水費は貴市がご負担されるとの記載がありますが、このことから事業者の控室に係る光熱水費を管理するための措置（系統分け・子メーター設置等）は不要との理解でよろしいでしょうか。	ご質問のとおりですが、使用量に関する月次集計の業務が必要です。
102.	第47条第3項	年間維持管理業務計画書等の提出	緊急時には、応急処置など費用が必要となる措置を講じる必要も想定されますが、第3項は、どんなに費用がかかっても市は負担しないということですか。	ご質問のとおりです。対応マニュアルに従った措置をとることに対して、市が追加費用を支払うことはありません。
103.	第47条第3項	非常時又は緊急時への対応	非常時又は緊急時の対応にかかる費用は、応募者の提案によりその事態を想定し、あらかじめサービス購入料に含めるという解釈でよろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。なお、仮に応募者の想定以上の費用が生じたとしても、市は追加費用を負担しません。
104.	第48条第1項第2項	従事職員名簿の提出	従事職員とは、常勤して従事する者のことでしょうか。それとも、定期点検作業などで出入する業者の社員まで含むのでしょうか。	従事職員とは、常勤して従事する者のことです。
105.	第48条第2項	従事職員名簿の提出等	市は、事業者の従事職員がその業務を行うのに不相当と認められるときは、その事由を明記して、事業者に対しその交代を求める事ができ、事業者はこれに従うものとする。とありますが、相当の是正期間等はないのでしょうか	特に是正期間は想定していません。但し市が「不相当」と認めるプロセスについては、協議により定めることも可能です。
106.	第49条	近隣対策	「維持管理に関して合理的に要求される範囲の近隣対策」とはどのような事項を想定されていますか。	社会通念上合理的に要求される近隣対策という意味です。事業者が実施する維持管理業務の具体的な内容、方法等から合理的に判断して下さい。

整理	質問箇所	項目	質問内容	回答
107.	第50条第1項	大規模修繕を実施した後のサービス料の減額について	<p>本事業においては、大規模修繕は事業範囲外であるとはいえ、事業者側はライフサイクルコスト削減のため、できる限り大規模修繕を要しない維持管理を実現すべきものと理解しております。</p> <p>想定外の更新を貴市が行うことにより、その後の維持管理内容が軽微なものとなるなど、大規模修繕をしてもらうことで抑制される将来の維持管理に関するサービス料を減額するための協議を行うことには異論はございません。</p> <p>しかしながら、提案時に提出する大規模修繕計画が行われなかった場合の維持管理にかかる費用の増大に伴うサービス料の増額協議に関する記載がないのは、どのようなご意志のものか、ご教示ください。</p>	<p>改築・改修施設とも今回の工事及びその後の維持管理を適切に行うことで、事業期間内の大規模修繕は発生しない考えです。</p> <p>残存施設は、提案内容と保全状況を加味して大規模修繕の実施を判断します。</p>
108.	第50条第1項	本約款対象施設の修繕	<p>市が大規模修繕を行うときに、事業者の業務の一部の実施を中止させることができますとありますが、中止された業務の従事職員の雇用については、どのようにお考えですか。事業者のリスクとなるのでしょうか。</p> <p>また、大規模修繕を行う場合は、市から事業者に対して何日前までに通知があるのでしょうか。</p>	<p>市の都合で大規模修繕を行い、そのために事業者が業務の一部を実施できない場合には、実施出来なかった部分のサービス対価につき、質問のとおり単純に実施出来なかった部分の対価を減額するのでは事業者に損害が生じることもあり得るので、市と事業者が減額の金額について協議し、協議が調わないときは市が合理的な減額の金額を定めることとしています。また、市が大規模修繕を行う場合には、緊急の場合を除き、大規模修繕を実施する年度の開始時までには事業者へ通知します。</p>
109.	第50条第1項	本約款対象施設の修繕	<p>「維持管理業務開始時以後、本約款対象施設の大規模修繕を行う必要が生じた場合には、……事業者による維持管理業務の一部の実施を中止させることができる。」とありますが、事業者へ通知する期限を半年前あるいは1年前等というように期限を明記すべきではないでしょうか。また、その期日より後に申し出のあった大規模修繕を実施する際には、事業者へペナルティを支払うべきではないでしょうか。</p>	<p>回答108を参照してください。</p>
110.	第50条第1項	本約款対象施設の修繕	<p>「この場合、市は、中止された維持管理業務……合理的な金額を減額できるものとし、」とありますが、合理的な金額とは、大規模修繕により維持管理業務の一部が中止される金額という理解でよろしいでしょうか。そうであれば、具体的に明記したほうがよいのではないのでしょうか。</p>	<p>回答108を参照してください。</p>

整理	質問箇所	項目	質問内容	回答
111.	第 51 条	維持管理業務の中止	市が整備対象施設を除くその余の本約款対象施設の整備を実施することを決定した場合、事業者の業務の一部の実施を中止させることができますとありますが、中止された業務の従事職員の雇用については、どのようにお考えですか。事業者のリスクとなるのでしょうか。また、整備を実施する場合は、市から事業者に対して何日前までに通知があるのでしょうか。	市の都合で施設整備を行い、そのために事業者が業務の一部を実施できない場合には、実施出来なかった部分のサービス対価につき、質問のとおり単純に実施出来なかった部分の対価を減額するのでは事業者に損害が生じることもあり得るので、市と事業者が減額の金額について協議し、協議が調わないときは市が合理的な減額の金額を定めることとしています。また、市が施設整備を行う場合には、緊急の場合を除き、施設整備を実施する年度の開始時までには事業者へに通知します。
112.	第 51 条	維持管理業務の中止	「市が整備対象施設を除くその余の本約款対象施設の整備を実施することを決定した場合、市は、事業者における維持管理業務の一部の実施を中止させることができる。」とありますが、決定した場合の事業者への通知期限を半年前あるいは 1 年前等の期限を明記すべきではないでしょうか。	回答 111 を参照してください。
113.	第 51 条	維持管理業務の中止	「この場合、市は、事業者との間において、・・・合理的な金額を減額できるものとし」とありますが、合理的な金額とは、大規模修繕により維持管理業務の一部が中止される金額という理解でよろしいでしょうか。そうであれば、具体的に明記したほうがよいのではないのでしょうか。	回答 111 を参照してください。
114.	第 51 条	整備対象施設を除くその余	整備対象施設を除くその余の本約款対象施設の整備を実施することが決定した場合は、どのような内容を指すのか具体的にご提示ください。	整備対象施設となっていない既存施設の改築などの整備を決定した場合です。
115.	第 52 条第 2 項	業務報告書	仮に、作成対象月の翌月 1 日から 5 日までが休日だった場合でも、業務報告書は 6 日には提出しなければならないのでしょうか。	ご質問のとおりです。
116.	第 53 条第 2 項	モニタリングの実施	是正勧告を受けた場合、受けた日から 5 日以内に業務改善計画書を作成し提出とありますが、受けた日は日数に含むのでしょうか。例えば、8 月 1 日に受けた場合、提出期限は 8 月 5 日でしょうか、それとも 8 月 6 日でしょうか。	是正勧告を受けた日は 5 日間には含まれません。募集要項別紙 3 を参照してください。
117.	第 53 条第 2 項	モニタリングの実施	是正勧告を受けた場合、受けた日から 5 日以内に業務改善計画書を作成し提出とありますが、2 日目から 5 日目が市の休日となる場合は、1 日で提出しなければならないのでしょうか。	募集要項別紙 3 を参照してください。

整理	質問箇所	項目	質問内容	回答
118.	54条第2項	保険	別紙9第2項にその概要が記載される保険とは、事業者の提案又は、応募者の第二次提案とされていますが、どのようなものを指すのか具体的にご提示ください。	第三者賠償責任保険等を想定しておりますが、具体的には第二次募集要項等で示します。
119.	第54条第4項	損害の発生	第3項がありませんが、第4項が第3項となるのですか。	ご質問のとおりです。訂正します。
120.	第55条	サービス購入料の支払	「...受領した日から40日以内に...」となっておりますが、他のPFI事業と同様に30日以内と変更していただけないでしょうか。また40日とされた理由についてご教示ください。	原案どおりとします。四日市市工事執行規則第37条第2項に基づき設定しております。
121.	第57条	サービス購入料の減額	維持管理につき業務水準を満たしていない事項が存在することが判明したときに行われる減額は、あくまで「サービス購入料のうち維持管理にかかる対価」であって「本約款対象施設の施設整備に係る対価」には及ばないという理解でよろしいでしょうか。念のため確認させてください。	原案どおりとします。
122.	第59条	市の事由による解除	市の事由により契約が解除された場合の、事業者への損害賠償等に関する考え方をお示しください。	相当因果関係にある損害を賠償します。
123.	第59条	市の事由による解除	()内の、「ただし書き」の意味は、第一供用が開始された後を意味するとの理解で宜しいでしょうか。	第1供用開始後又は第2供用開始後を問わず、工事が完了して完成確認がなされた部分については契約解除の効力が及ばないことを規定するものです。
124.	第60条第1項(1)	事業者の債務不履行等による解除	次号と同様、事業者の責めに帰すべからざる事由による場合はこの限りでないとの理解で宜しいでしょうか。	ご質問のとおりです。60条第1項を修正します。
125.	第61条第2項	市の債務不履行による解除等	延滞日数に応じ、年3.60%の割合とありますが、P33第81条の延滞利息は年5.00%となっております。割合の違いの根拠についてご教示下さい。	第61条は政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条に基づき、第81条の延滞利息は国の債権の管理等に関する法律施行令第37条第1項に基づき設定しております。
126.	第61条第2項	市の債務不履行による解除等	市が事業者に支払う遅延損害金の計算に用いる年率が、3.6%となっておりますが、設定の根拠は何ですか。事業者から市への遅延損害金の年率(5%)と違う理由もわかるようにご説明ください。 また、年率は、本件事業期間中は固定ですか、それとも、状況の変化により変動しますか。	回答125を参照してください。 年率は、本件事業期間中は固定です。
127.	第61条第2項	市の債務不履行による解除等	条文末尾に、「ただし、3.6%の範囲を超え尚事業者に当該事由により支払債務がある場合は、市がこれを負担するものとする。」と加筆願います。	原案どおりとします。

整理	質問箇所	項目	質問内容	回答
128.	第62条第2項 別紙16	法令の変更及び不可抗力	別紙16-2では「本事業類似サービスを提供する事業に関する事項を直接に規定することを目的とした法令」について、記載している法令以外の事項で、国や三重県、四日市市、また、それらに類する行政側の指導・指示事項等により生じる負担は、市100%と考慮してよろしいですか。	原案どおりとします。
129.	第62条第2項 別紙16	法令の変更及び不可抗力	別紙16には、「これに該当しない法人税その他の税制変更及び営利法人に一般的に適用される法令の変更は含まれない」とありますが、これらの法令等（特に税制）の変更に伴う負担も市側ではないでしょうか。	原案どおりとします。
130.	第62条第2項 別紙16	法令の変更及び不可抗力	別紙16に記載されていない法令で、現状では予測することが困難な法令等が制定された場合に生じる負担は市側と考慮してよろしいでしょうか。	原案どおりとします。
131.	第62条第4項	市の増加または追加的費用	市が契約の解除を検討しうる、過大とされる追加的費用負担額の目安をお示しください。	概ね契約金額の30パーセントです。
132.	第62条第4項	法令の変更及び不可抗力	判断及び解除権が市のみが有する条文となっています。市のみならず、事業者にも判断権及び解除権、或いは市への申し入れ権利を持たせ、かつ必ず協議が行なえるような措置を盛り込んで頂きたいと思っております。	原案どおりとします。なお、特に契約書に規定がないからと言って、当事者が協議を行うことを否定する趣旨ではありません。
133.	第63条	特別措置等によるサービス購入料の減額	別紙16によれば、税の増減リスクは事業者負担となっており、減額の場合のみ市が恩恵を受けるとの規定になっており、公平性に欠けると思われます。つきましては、本項を削除していただくか、別紙16のうち「法人税の税率変更以外の税制変更リスクを市100%負担とする」と変更していただけないでしょうか。	原案どおりとします。
134.	第63条	特別措置等によるサービス購入料の減額	法令変更またはPFI事業に関する特別な措置（以下、法令変更等）により減額されるサービス購入料とは、法令変更等により、事業者の業務実施にかかる費用が軽減可能となった場合にその部分にのみ影響するものであり、事業者や構成企業等の正当な利益を阻害するものではない、という解釈でよろしいでしょうか。	当該特別の措置の目的及び内容により、市と事業者が協議して定めます。なお、この約款案の全般を通じて、市はSPCの出資者の利回りを補償する意図を有するものではないことをご理解下さい。
135.	第64条第1項 (1)	供用開始前の解除の効力	市の買受け代金から違約金支払請求権や損害賠償請求権に基づく金額を対当額にて相殺できる旨が規定されていますが、このような相殺はプロジェクトファイナンス組成にあたり障害となりますので、相殺はしないという内容に変更いただけないでしょうか。	原案どおりとします。
136.	第64条第1項 (1)	供用開始前の解除の効力	「利息(年3.6%の割合とする。を付した上、)」とありますが、利息の起算日はいずれの日になるのでしょうか。	支払い期限の翌日からとなります。

整理	質問箇所	項目	質問内容	回答
137.	第64条第1項 (1)(2)(3)	供用開始前の解除の効力	契約解除の場合において、市による合格部分の買受けが行われる場合、一括払いを原則としていただけないでしょうか。	原案どおりとします。
138.	第64条第1項 (1)(2)(3)	供用開始前の解除の効力	分割払いによる場合に年3.60%の利息が付されるとありますが、当初支払いスケジュールに基づく利率がそれを上回る場合もありえますので、当初支払いスケジュールに基づく利率(事業者提案の利率)としていただくことはできないでしょうか。	原案どおりとします。
139.	第64条第1項 (1)(2)(3)	供用開始前の解除の効力	一括で支払われる場合には、合理的な金融費用(スワップ解約コスト等を含む)を加算して支払われるとの理解でよろしいでしょうか。	事業者の責めに帰すべからざる事由による解除の場合は、ご質問のとおりです。
140.	第64条第1項 (1)(2)(3)	供用開始前の解除の効力	(1)に「...これにより市のその余の損害賠償請求は、妨げられない。...」とありますが、これは「市に違約金を超える損害が発生した場合に、その超えた部分の損害賠償請求」との理解でよろしいでしょうか。第66条第3項の規定に加えて本規定があると、重複するか別途にさらなる請求があるということになるかとなり、不要とすれば削除していただけないでしょうか。	当該部分については、「市に違約金を超える損害が発生した場合に、その超えた部分の損害賠償請求」とご理解ください。
141.	第64条第1項 (1)(2)(3)	供用開始前の解除の効力	市が事業者に支払う利息の計算に用いる年率が、3.6%となっていますが、設定の根拠は何ですか。事業者から市への遅延損害金の年率(5%)と違う理由もわかるようにご説明ください。 また、年率は、本件事業期間中は固定ですか、それとも、状況の変化により変動しますか。	回答126を参照してください。
142.	第64条第1項 (2)	供用開始前の解除の効力	「...利息(年3.6%の割合とする。)を付した上、一括払い又は分割払いにより支払う。」の後に、「また、これにより事業者のその余の損害賠償請求は、妨げられない。」を是非とも加筆願います。	原案どおりとします。
143.	第64条第1項 (3)	供用開始前の解除の効力	「合格部分のうち...買受け、引渡しを受け」と「施設整備に要した費用の対価を支払い」との具体的な使い分け及び両者の違いにつき、明確にご教示ください。	原案に示したとおりです。
144.	第64条第1項 (4)	供用開始前の解除の効力	市は整備対象施設を最小限度破壊して検査できるとありますが、その検査に要する費用は市の負担になるとの理解でよろしいでしょうか。	破壊検査は、事業者が提出した資料(写真等)では確認できない事項について行うものなので、事業者負担となります。
145.	第64条第2項	供用開始前の解除の効力	「本約款対象土地の部分的な更地化若しくは原状回復又はその両方...」とありますが、本件において「原状回復」とはどのような状態にすることを指すのでしょうか。	工事着手前の状態に戻すことです。

整理	質問箇所	項目	質問内容	回答
146.	第 66 条第 1 項 (1)	損害賠償	「施設整備にかかる対価の総額」とは割賦支払金元金のことを指すのでしょうか。それとも建設請負人をして行なう改築及び改修業務（解体・撤去業務、改築業務・改修業務、外構整備業務）の工事金額総額のことを指すのでしょうか。	割賦支払いの元金を意味します。
147.	第 66 条第 2 項	損害賠償	保険金を「違約金及び損害賠償に充当できる」履行保証保険契約に、本約款第 24 条第 3 項にある「事業者を被保険者とする履行保証保険契約」も該当すると考えて宜しいでしょうか。	事業者を被保険者とする履行保証保険契約は、「違約金及び損害賠償に充当できる」履行保証保険契約に含まれません。「違約金及び損害賠償に充当できる」履行保証保険契約の場合は、質権に基づき取り立てた金銭を被担保債権たる違約金債権の弁済に充当します。
148.	第 67 条	保全義務	「最小限度の保全措置」の最小限度とは、具体的にどの程度を意味しますか。ご示唆ください。	解除時の状態によって異なりますので、原案以上に全ての場合について具体的に示すのは困難です。
149.	第 67 条	保全義務	解除の通知は、文書によるものですか。文書による場合、「通知がなされた日」は、「事業者が文書を受け取った日」でよろしいですか。	ご質問のとおりです。
150.	第 70 条	事業者が負担する 公租公課について	第 40 条 第 2 項には、施設の原始取得者の規定についても記載されていますが、現時点で事業者が負担するであろうと貴市が想定される公租公課があればご教示ください。	法人税、消費税を想定しています。 なお、不動産取得税については、回答 87 を参照してください。
151.	第 70 条	公租公課の負担	「...事業者は、その負担及び支払方法について、市と協議することができる。」とありますが、基本的に市の負担で、支払方法について市と協議するとの理解でよろしいでしょうか。また、別紙 16 の規定との関連では本条が優先するのでしょうか。ご教示ください。	新たな租税の内容や目的を考慮し、市と事業者で協議することを想定しています。また、別紙 16 によるとする規定との関係では、第 70 条に基づく協議の結果が優先します。
152.	第 70 条	公租公課の負担	今回の事業は B T O であり、所有に関わる公租公課は発生しないと思われませんが、どのような公租公課を事業者が負担しなければならないのですか。 想定されるものがあればご教示頂けませんでしょうか。	回答 150 を参照してください。
153.	第 75 条第 1 項	著作権等	市が本約款対象施設の内容を自由に公表するとの事ですが、公表する内容は具体的にどのような内容になるのでしょうか。	配置計画図、各階平面図、設備内容等の予定です。
154.	第 77 条	工業所有権	市が負担される費用について、その負担の方法は市と事業者との間の協議にて定めるとありますが、「原則として一括にて支払う」としていただけないでしょうか。	原案どおりとします。

整理	質問箇所	項目	質問内容	回答
155.	第 81 条	遅延利息	市の遅延利息 3.60%に対して、事業者が 5.00%とされた理由についてご教示ください。 本契約冒頭で規定されている「各々対等な立場」あるいは「公平性」の観点から、同じ利率にしていだけないでしょうか。(第 61 条第 2 項と第 42 条第 2 項との対比にても同様です。)	原案どおりとします。 回答 125 を参照してください。
156.	第 81 条	遅延利息	事業者が支払う遅延利息の計算に用いる年率が、5%となっていますが、設定の根拠は何ですか。 また、年率は、本事業期間中は固定ですか、それとも、状況の変化により変動しますか。	回答 126 を参照してください。
157.	第 81 条	遅延利息	「事業者が本事業契約に基づき行うべき支払」とは、市に対する損害賠償金を示すとの理解で宜しいでしょうか。	ご質問のとおりです。
158.	別紙 7 (約款 2)	使用貸借契約様式 (約款 2)	橋北中学校敷地内にある国有地に関する特記事項がありましたらご教示下さい。	特にありません。
159.	別紙 10	不可効力による損害及び追加的な費用の負担割合	「当該不可抗力により保険金が支払われる場合、当該保険金額相当額は損害及び追加的な費用額から控除する。」とありますが、「当該不可抗力により保険金が支払われる場合、事業者の負担額を超える保険金額相当額は市の負担額から控除する。」と変更していただけないでしょうか。 通常、事業者は事業者負担額相当のリスクを回避する為に保険に加入(施設整備費相当額の 1000 分の 10)しますが、現状の規定ですと、事業者は保険付保により、当該リスクを回避できなくなり、保険を付保する意味がなくなります。	ご趣旨のとおり変更します。
160.	別紙 10	不可効力による損害及び追加的な費用の負担割合	「施設整備に係る対価」には具体的にどのようなものが含まれているでしょうか。	割賦支払いの元金を意味します。
161.	別紙 10	不可抗力による損害及び追加的な費用の負担割合	第 1 項第 2 号の後段に「年間の維持管理にかかる対価に相当する額(……)の 1000 分の 10」とありますが、この対価には、当該施設が損壊した場合の修復費用は含まれないとの理解でよろしいでしょうか。	維持管理業務の業務範囲に含まれる補修については、当然「年間の維持管理にかかる対価に相当する額(……)の 1000 分の 10」に含まれます。
162.	別紙 10	不可抗力による損害及び追加的な費用の負担割合	整備対象施設を除くその余の本約款対象施設及び改修対象施設」とありますが、どの施設を指すのでしょうか。整備対象以外についての損害に対し何故事業者の負担になるのでしょうか。	整備対象となっていない既存施設のことで、原案どおりとします。
163.	別紙 10 (約款 4)	不可抗力による損害及び追加的な費用の負担割合	内容文が、「別紙 12 業務報告書の構成及び内容」のものになっています。他の中学校用の別紙 10 の内容と同じものに修正ということではよろしいでしょうか。	ご質問のとおり、他の中学校用の別紙 10 の内容と同じものに訂正します。

整理	質問箇所	項目	質問内容	回答
164.	別紙 11 第 3 条	保証書の様式	「7 日以内」を「30 日以内」に変更していただけないでしょうか。	原案どおりとします。
165.	別紙 11 第 2 条	保証書の様式	「主債務」とは第 1 条で規定されている債務を示すとの理解で宜しいでしょうか。	ご質問のとおりです。
166.	別紙 11 第 3 条第 1 項	保証書の様式	「保証債務」とは第 1 条で規定されている債務を示すとの理解でよろしいでしょうか。	保証債務とは、この保証状に基づき保証人が市に対して負担している債務です。
167.	別紙 11 第 4 条	保証書の様式	条文末尾に「但し、市及び事業者の同意がある場合はこの限りでない。」を加筆願えないでしょうか。	ご質問のとおり加筆します。
168.	別紙 13	サービス購入料の金額と支払いスケジュール	「応募者の第二次提案に基づき、サービス購入料の支払時期および支払額について規定します」とありますが、応募者の第二次提案は支払額だけという認識でよいでしょうか。	ご質問のとおりです。
169.	別紙 14	維持管理にかかる対価の支払額の改定について	計算式の説明で、「p：当該年度のサービス購入料 2」があります。 この当該年度は当該事業年度とは違うと思いますが、何を指すのでしょうか。	契約書に明記された平成 X 年度のサービス購入料のうち維持管理にかかる対価（平成 16 年度価格）」と訂正します。
170.	別紙 15	サービス購入料の減額の基準と方法	サービス購入料の減額の対象期間及び減額対象額について第二次提案において事業者が提案できるということでしょうか。	事業者は、サービス購入料のうち維持管理業務にかかる対価を提案できます。
171.	別紙 16	法令変更による追加的な費用の負担割合	法人税その他の税制変更及び営利法人に一般的に適用される法令の変更リスクは行政側の負担でお願いしたい。	原案どおりとします。
172.	別紙 16	法令変更による追加的な費用の負担割合	「本件事業類似のサービスを提供する事業に関する事項を直接的に規定することを目的とした法令」に、以下の法令を追加する必要があると思いますがいかがでしょうか。 1. 電気事業法 2. 建築物における衛生的環境の確保に関する法律 なお、2 については、延床面積が 8,000 m ² 以上の場合、必要になります。	原案どおりとします。
173.	別紙 16	法令変更による追加的な費用の負担割合	本件は B T O であり、かつ、事業者の業務内容は企画や運営にかかわる部分（事業者が自らリスクを負って収益をあげる、いわゆる独立採算部分等）が極めて少なくなっていることから、法令変更によるリスクは事業者が負担すべき内容ではないと考えます。よって、P F I 事業に直接関係しない法令変更による費用は、市が 100% 負担すべきと考えますがいかがでしょうか。	原案どおりとします。

整理	質問箇所	項目	質問内容	回答
174.	別紙 16	法令変更による追加的な費用の負担割合	事業者は公共サービスを提供しており、事業の安定性が不可欠です。税制変更の影響による当該事業からの撤退の事由は全くないことから、事業安定性のために税制変更リスク(今後導入可能性のある外形標準課税等の新税を含め)を 100%市の負担としていただけないでしょうか。	原案どおりとします。
175.			優先交渉権者が決定後、特定事業仮契約書は、再度市と協議できると考えてよいですか。	内容に関する協議は行いません。応募者は、この約款の内容を十分に理解し、同意した上で、応募して下さい。なお、条項の表現の明確化やタイプミスの修正に関する調整は行うことがあります。